



手をあげて左右を確認(阿知須小で)

横断歩道の渡り方は正しく

厳しい練習にちょっぴり緊張

六月十五日に阿知須と井関の両小学校で全校生徒を対象とした交通安全教室が開かれました。阿知須小学校会場では、二人のお巡りさんが「阿知須小学校は交通安全の指定校で二百日以上も無事故が続いています。でも山口県下全体で言えば、小学校は三百八十校あり、昨年四百三人の子どもがけがをし、そのうち三人が死亡しています」と、交通事故が多発している現状とその恐ろしさを説明。子どもたちも自分たちと同じ小学生がたくさん事故にあっていると聞いておどろいていました。

このあと、グラウンドにつくられた信号機付きの交差点を使っての「横断歩道の渡り方」の練習がありました。低学年には基本的なルールが学べるように、高学年には登下校時のリーダー役が務められるように特に注意がなされていて、渡り方の良くない子どもがいると、何度でもさせるなど厳しい練習でした。子どもたちはちょっぴり緊張していましたが、大きな声で「右よし・左よし・右よし……左よし」と左右を確認しながら横断歩道を渡っていました。

六月現在の生徒数は阿知須が十六クラス・五百四十四人、井関が八クラス・二百二十人です。阿知須中学校(十二クラス・四〇三人)は四月に自転車の正しい乗り方についての講習会を開きました。

総務課

有線 2113

風水害に備えよう

梅雨のシーズンに入りました。激しい風雨により災害が発生するおそれのあるときは、早急にご連絡ください。
特に雨が降り始めてから八十里を越えるような長雨、または一時間に二十ミリを越える強い雨が降るときは、がけ崩れ、低地の浸水の恐れがあります。ラジオ、テレビなどの気象情報や防災上の注意事項をよく聞きましょう。
身障者やお年寄り、子どもは早目に安全な場所に避難させましょう。
災害はいつ起こるかわかりません。日頃からいざという時のために、懐中電灯やトランジスタラジオ、非常持出品などを準備しておくことが大切です。

町民相談室

有線 2116

お気軽にご利用を

町に対して要望や相談、ことなどがありましたら、お気軽にご利用ください。
ただし、個人的な問題で町が間に入ることができないこともありますので、その点はご了承ください。

企画室

有線 2144

地区の催しを広報紙へ

あなたの地区内のできごとや催しなどを企画室までお知らせいただけませんか。広報紙で紹介して、地域の結びつきを深めていきたいと考えています。広報紙の「まちの隅から」では、各地区や公民館、壮年会、婦人会などで行われた催しを掲載して町民のみなさんへ話題を提供しています。
内容によっては担当者が取材にでかけます。代表者や幹事の方の連絡をお待ちしています。
募金は広報紙でお知らせ町を通して公的機関が募金をお願いするときは、町広報紙でお知らせすることになっています。

産業課

有線 2123

農地転用は事前に相談を

農地を転用する目的で売買される場合、その農地が農振地域内であれば、一定の制約を受けます。売買の予定がある場合は事前にご相談を。
農業委員会への申請書類は毎月十五日までに提出してください。

農業委への申請書類は毎月十五日までに

翌月の下旬に農業委員会を開いて審議することになっていきます。

農用地利用増進事業

町では農用地利用増進事業という制度を実施しています。この制度で小作契約をされた場合、期間が満了すれば必ず土地がもどってくるので安心して農地の賃借ができます。この制度を利用される人はご相談ください。

また、この制度の公告月は毎年四月と十一月になっていますので、今から申請される人は十月十五日までに提出してください。

施設課

有線 2121

道路や水路を加工・占用する場合は

宅地を造成するときなど勝手に公共の道路や水路に手を加えたり、使つてはいけません。道路のガードレールなども勝手に取り除くことはできません。この場合、道路や水路の管理者(国や県、町)の許可が必要です。事前にご相談を。

保健衛生課

有線 2122

ごみは正しく出そう

燃えるごみ、燃えないごみ、有害物質(乾電池など)は必ず仕分けして決められた曜日、場所に出しましょう。
ゴキブリを退治しよう
家庭で、職場で、いちばん悩んでいる害虫——それはゴキブリです。冬暖かく、夏涼しい生活ができるようになった家庭は、ゴキブリにとっても住みやすくなりました。

清潔で快適な生活環境をつくるために「ゴキブリ退治」をしましょう。
退治方法はいろいろありますが、各家庭・職場の特性に応じた方法で、子どもたちに危険のないように。正しいやり方で実行すれば、これほど退治しやすい害虫はないといわれています。じよずに退治しましょう。

都市水道課

有線 2141

家を建てるときは建築確認申請を

10㎡以上の家を建てる時(新築、増改築、移転)には建築確認申請が必要です。この場合、建築工事届けも必要となります。
引越すときは届出を

次のときは早急に届け出てください。
▽引越すなどで水道の使用を中止、開始するとき
▽家の売買で水道の持ち主が代わる時
▽留守などで長い間水道を使わないとき
▽その他変更があるとき

議会事務局

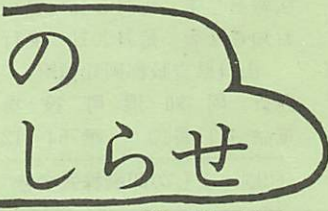
有線 2152

町議会を傍聴したいときは

本会議の傍聴は自由にできます。傍聴規則がありますので、係員の指示に従ってください。定例会は年四回(三月、六月、九月、十二月)開かれます。招集日などについては事務局におたずねください。

給水の申し込みを受け付け中

給水の申し込みは、いつでも受け付けています。加入申込金(一般家庭の場合四万円)と印鑑をお持ちください。
なお、今年度配管工事を行なう地区は着工時に受け付けます。



町役場 4111
教育委員会 2022



各課からお



住民課

有線 2132(福祉)

2135(戸籍)

戸籍などの交付には制限があります

戸籍や住民票、印鑑登録証明証などの交付は、本人のプライバシーや財産を守るために厳しい制限があります。

「手続きがうるさい」と思われるかもしれませんが、それだけ人権や財産が保護されることになりしますので、ご理解をお願いします。

ねたきり老人短期保護

ねたきり老人を介護している家族が、旅行、冠婚葬祭などで介護できないときは、一週間の限度としてお年寄りを特別養護老人ホームにお預りします。

まごころタクシー

身体障害者手帳一種または療育手帳Aを持っている人で希望者に年間二十枚のタクシー券(基本料金を町が助成)を贈呈します。手帳と印鑑をお持ちください。

税務課

有線 2153

地方税法が一部かわりました

地方税法がこのたび一部改正

になりました。改正の主なもの、低所得者の負担軽減を目的とした個人の町・県民税の非課税範囲の拡大や、各種控除の引き上げです。

基礎控除、扶養控除、障害者控除等の引き上げ

個人町・県民税の所得控除額表のとおりです。

障害者等の非課税限度額の引き上げ

障害者、未成年者、老年者、または寡婦(夫)については、前年中の所得金額八十万円以下であったものが、二十万円引き上げられ合計所得金額百万円以下のものには非課税となりました。

均等割の非課税基準の引き上げ

納税義務者で前年中の所得金額二十万円以下であったものが、二万四千円引き上げられ合計所得金額二十二万四千円以下のものには非課税となりました。

所得割の非課税基準の引き上げ

納税義務者で前年中の所得金額二十七万円以下であったものが二万円引き上げられ二十九万円以下



税の相談はお気軽に「税務相談室」へ

電話山口☎2774(山口税務署内)

教育委員会

有線 4892

キャンプ用具を貸し出し

七月二日からキャンプ用テントなどのキャンプ用具を子ども会やグループに貸し出します。教育委員会に申し込み用紙がありますので必要事項を記入のうえお申し込みください。印鑑が必要です。

キャンプ講習会

キャンプ講習会が次のとおり開かれます。
 ▼日時 七月十四日(土)午後五時から
 ▼場所 町公民館
 ▼内容 講義と実習
 ▼申し込み 七月十日(火)までに連絡を
 ▼特典 キャンプ用具を優先的に貸します。

個人町・県民税の所得控除額表

所得控除	改正後	改正前
基礎控除	260,000円	220,000円
配偶者控除	260,000	220,000
う 老人配偶者	270,000	230,000
ち 同居特別障害者	300,000	250,000
扶養控除	260,000	220,000
う 老人扶養親族	270,000	230,000
ち 同居特別障害者	300,000	250,000
ち 同居老親等	310,000	260,000
障害者控除	240,000	210,000
特別障害者控除	260,000	230,000
老年者控除	240,000	210,000
寡婦(夫)控除	240,000	210,000
勤労学生控除	240,000	210,000

豊かで住みよい国づくり

21世紀に向けて活力ある経済社会と、充実した国民生活を実現させよう。

毎年繰り返される災害を防止し、下水道や公園を整備して誇れる郷土づくりを—そのためには、何よりもあなたの協力が必要なのです。

第36回国土建設週間

7月10日～16日

週間中は、全国から募集した小学生の図画・中学生の作文コンクールの優秀作品の発表などを行います。

募集職種および受験資格

職 種	受 験 資 格
行政事務A・行政事務B・郵政事務A	昭和36年4月2日
電 気・機 械・土 木	昭和42年4月1日生まれのうち
建 築・農 業・農 業 土 木	
林 業	
郵政事務B	昭和36年4月2日 昭和42年4月1日生まれの子
税 務	昭和39年4月2日 昭和42年4月1日生まれの子

この試験を受けられない者

- 日本の国籍を有しない者
- 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁治産者、準禁治産者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその刑の執行猶子の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

募 集

国家公務員(初級)

▽職種・受験資格 表のとおり
中国事務局(二七三〇)広島市中

▽試験日 十月七日(日)
▽受験申し込み方法 郵便で申込用紙を請求する場合、封筒の表に赤字で「初級請求」と書き、六十円切手(一部の場合)を貼った返信用封筒を同封して人事院

警察官(男子)

▽採用予定人員(受験資格)
警察官A:四十五人(昭和三十二年四月二日から三十八年四月一日までに生まれた男子で、大学卒(短大を除く)または来年三月までに卒業見込の者)
警察官B:四十五人(三十二年四月二日から四十二年四月一日までに生まれた男子で、警察官Aに掲げる者以外の者)
▽申し込み方法 七月六日(金)から九月五日(水)までに小郡警察署阿知須派出所へ連絡を。

職業訓練生

小野田技能開発センターでは職業訓練生を次のとおり募集しています。
▽科目(人員) 電気工事科(二十人)
▽訓練期間 一年間(八月から訓練開始)
▽募集締め切り 七月二十六日(木)
▽対象者 離職者、転職者など

弓道を習いませんか

町と町教育委員会では弓道教室を次のとおり開きます。
▽期間 七月十日(火)〜八月八日(水)までの毎週火・水曜日
▽時間 火曜日午後二時から四時まで、水曜日午前十時から正午まで
▽会場 勤労者体育センター
▽内容 弓道基本射法(実技)
▽対象者 町内在住者ならなどでも
▽定員 二十人
▽会費 無料

催しもの

▽申し込み方法 七月五日(木)までに町公民館へ連絡を



おしらせ

みんなそろって投票しよう

山口県知事選挙 8月5日(日)

農業委員の選挙 7月15日(日)

海区漁業調整委員の選挙 8月2日(木)

今年山口県知事選挙のほか農業委員会と海区漁業調整委員会の二つの委員選挙が行われます。

農業委員選挙

選挙は私たちのくらしの願いを政治に反映させる最大の機会です。みんなそろって投票しましょう。

立候補予定者のために

六月二十九日に説明会

町選挙管理委員会(木原百合雄会長)では七月十五日投票の農業委員会選挙についての説明会を次のとおり開きます。立候補予定者ならびに関係者はお集まりください。

▽日時 六月二十九日(金)午後一時半から

▽場所 町役場議会議場

▽内容 日程、届出の方法など

少年相談員さんら巡回映画会を開催

非行防止に対する講演と映画会を次のとおり巡回して開きます。

▽主催 少年相談員阿知須支部

▽小郡警察署阿知須派出所

▽日程、会場(対象地区)

六月二十三日(土)町公民館(砂郷、中西、寺浜、飛沖)

七月七日(土)旦公民館(倉石倉、巨岡)

七月十四日(土)赤迫公民館(赤浜、源河・河内、引野、玉川)

七月二十一日(土)東条公民館(小古郷、前山、鴨生原、東条)

敬老会の演芸は美鈴舞踊研究所に

今年の敬老会の演芸は美鈴舞踊研究所(宇部市)にお願いすることにになりました。

善意による出演を準備しておられた方には申し訳ありませんが、つぎの機会にぜひよろしく願います。

小郡町で吉敷地区の社明大会

第三十四回「社会を明るくする運動」吉敷地区大会が次のとおり

で新たな職業につこうとする人

▽受講料 無料

▽特典 修了者に電気工事士の資格が与えられる

▽申し込み先 小野田技能開発センター(小野田③三三四三)

▽開かれたい

町では各団体を通じて参加をよびかけることにしていますので、よろしく願います。

▽日時 七月十一日(水)午後一時半から

▽会場 小郡町公民館

▽内容 映画、講演など

暑中見舞用ハガキ

阿知須郵便局で

売り出し中

郵政省は「しまだい」「かもめ」と灯台など夏の風物詩を画いた暑中見舞用のハガキを売り出し中です。三種あり代金は普通のハガキと同じ一枚四十円。阿知須郵便局でも扱っています。

▽申し込み方法 七月五日(木)までに町公民館へ連絡を

26日 同和教育地区懇談会(浜表公民館、後七時半)

27日 子宮ガン検診(役、後一時半、個人負担四百円)

29日 麻しん(佐藤医院、開業時間)同和教育地区懇談会(赤迫公民館、後七時半)

30日 児童手当現況届締め切り

7月3日 乳幼児衛生教育(役、後一時)

4日 幼児学級(公、前九時半)

5日 あじす大学(阿小・井小、後一時半)

(役)役場、公公民館

